

内丸地区将来ビジョン懇話会要綱

令和3年7月21日市長決裁

(目的)

第1 内丸地区将来ビジョンの策定に関し意見を述べ、同地区のまちづくりの将来像を取りまとめるため、内丸地区将来ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2 懇話会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第3 委員は、内丸地区及びその周辺に事務所を置く企業、団体等の役職員、その他都市・まちづくり政策に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が依頼する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長等)

第4 懇話会に座長及び副座長1名を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(実施期日)

第7 この要綱は、令和3年7月21日から実施する。